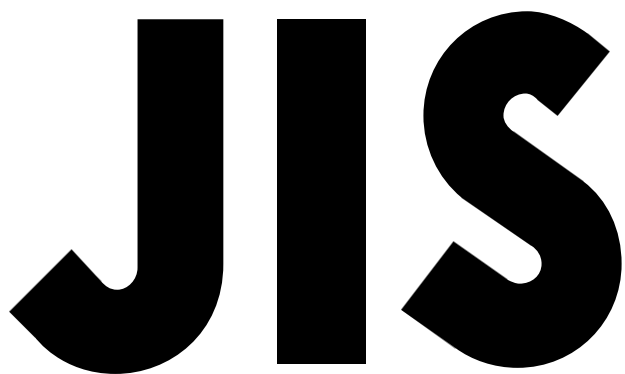




ターボポンプ用語

JIS B 0131 : 2017

(TSJ/JSA)

平成 29 年 5 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 田 祥 三	早稲田大学
(委員)	綾 部 統 夫	一般社団法人日本機械工業連合会
	梅 崎 重 夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	小 菅 文 雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	齋 藤 明 徳	日本大学
	眞 田 一 志	横浜国立大学
	高 辻 成 次	一般社団法人日本航空宇宙工業会
	田 中 文 基	北海道大学
	寺 田 進	株式会社神戸製鋼所
	平 岡 弘 之	中央大学
	藤 田 俊 弘	IDEC 株式会社
	松 尾 亜紀子	慶應義塾大学
	松 田 三知子	神奈川工科大学
	宮 武 一 郎	国土交通省総合政策局
	山 田 知 夫	日本内燃機関連合会
	山 田 陽 滋	名古屋大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 50.5.1 改正：平成 29.5.22

官 報 公 示：平成 29.5.22

原 案 作 成 者：一般社団法人ターボ機械協会

(〒113-8610 東京都文京区本駒込 6-3-26 日本工業出版本社ビル TEL 03-3944-8002)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 高田 祥三)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 分類	1
3 用語及び定義	1
解 説	85
索 引	88

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ターボ機械協会（TSJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS B 0131:2002** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ターボポンプ用語

Glossary of terms for turbopumps

序文

この規格は、1975 年に制定され、その後 3 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 2002 年に行われたが、その後の関連する JIS 及び学術用語との整合性を図るとともに、キャビテーションなどに関する近年の用語に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、一般に使用されるターボポンプ及びその部品、並びに関連する水力学の用語（以下、用語という。）の定義について規定する。

2 分類

用語は、次のとおり分類する。

- a) 形式
- b) 性能・設計
- c) 運転・試験
- d) 部分・部品
- e) 附属品
- f) 機場関係
- g) 水力学

3 用語及び定義

用語及び定義は、次のとおりとする。

なお、参考のため慣用語、対応英語、量記号及び単位記号を示す。

注記 1 用語の一部に丸括弧（ ）を付けてある場合は、丸括弧の中の用字を含めた用語と、丸括弧の中の用字を省略した用語の二通りあることを示す。

注記 2 二つ以上の用語を並べてある場合は、その順位に従って優先的に使用する。

注記 3 用語欄で、用語の下（ ）内の平仮名書きは、読み方を示す。